

# 松前町地域産業力強化支援事業補助金

コロナ禍においても安心して来店・来社できる環境の整備、コロナ禍において安心して働ける環境の整備又はコロナ禍を乗り越えるためAI・IoTを活用した業務効率化若しくは非接触型ビジネスモデルへの転換を行う事業に取り組んでいる事業者に補助金を交付します。【申請期限：令和3年2月15日(月)まで ※延長しました。】

## 補助対象者

※本補助金は愛媛県中小企業団体中央会のえひめ地域産業力強化支援事業補助金に上乗せにて交付する補助金になりますので、まずは中央会の補助金の申請を行い、交付決定を受けて下さい。

その他、以下のすべての要件に該当する事業者に対して、補助金を交付します。

- ①事業者の区分に応じて、それぞれに定める要件を満たすこと  
法人：町内に置く営業所において事業を実施していること  
個人：町内に置く営業所において事業を実施していること、又は町内に住所を有していること
- ②町税などを滞納していないこと

## 補助金額

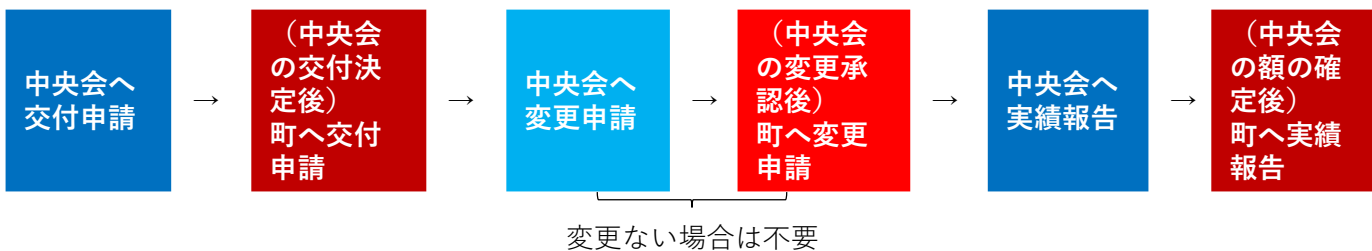
### 補助対象経費の8分の1（上限40万円）

※補助対象経費は、法人及び町内に住所を有しない個人については、町内に置く営業所において実施した事業に係る経費に限ります。

## 申請の流れ

※まずは愛媛県中小企業団体への交付申請を行い、交付決定を受けて下さい。  
【県の申請期限：※受付終了】

補助金の申請手続きの流れは以下のとおりです。申請・交付決定→変更申請・変更承認（ある場合は）→実績報告・額の確定という流れで手続きをいただきますが、いずれの手続きも事前に中央会への手続きを行っていただいた後、町への手続きを行っていただきます。



## 申請書類

申請には以下の書類が必要です。

- ①地域産業力強化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②えひめ地域産業力強化支援事業補助金の交付決定通知書の写し
- ③事業計画書
- ④補助対象事業のパンフレット等
- ⑤補助対象事業に係る見積書の写し
- ⑥誓約書
- ⑦（法人）登記事項証明書又は登記簿の謄本若しくは抄本の写し
- ⑧（個人）開業届出書の写し又は直近の確定申告書の控えの写し

なお、必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

※変更申請書類、実績報告書類に関してはホームページをご確認ください。

## 【お問い合わせ】

松前町産業建設部産業課商工水産観光係 〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井631番地  
TEL：089-985-4120 FAX：089-985-4148 E-mail：212syoko@town.masaki.ehime.jp